

令和2年度長浜市福祉有償運送運営協議会 会議録

日 時	令和2年8月21日（金） 10:00～11:00
場 所	長浜市役所本庁舎3階 コミュニティールーム3-B
出席者	<p>出席： 徳田会長、武田副会長、森委員、丸岡委員、松倉委員、奥田委員、尾本委員、江川委員（計8名）</p> <p>欠席： 濱田委員、酒井委員、深田委員（計3名）</p> <p>代理出席： 前田様（酒井委員代理）、吉田様（深田委員代理）</p> <p>傍聴者： なし</p> <p>事務局： 長浜市しょうがい福祉課（細川課長、中上課長代理、服部係長、山階主事）</p>
<p>1. 開 会</p> <p>課長あいさつ</p> <p>委員・事務局自己紹介</p> <p>会議成立の報告 （内容省略）</p> <p>2. 制度説明</p> <p>福祉有償運送および運営協議会の概要について資料に基づき説明</p> <p>運輸局から補足説明 （内容省略）</p> <p>3. 協議事項</p> <p>3-1. 正副会長の選出について</p> <p>【事務局】 それでは次第に基づきまして正副会長の選出をお願いいたします。運営協議会規則第4条に「協議会に会長及び副会長を置く。」「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」とございます。どのようにさせていただきますでしょうか。</p> <p>～事務局一任の声～</p> <p>【事務局】 事務局一任のお声をいただきましたが、いかがでしょうか。</p> <p>～異議なしの声～</p> <p>【事務局】 それでは、会長に長浜市民児協の徳田吉行様、副会長は、湖北健康福祉事務所の武田浩文様をお願いいたしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>～異議なしの声～</p> <p>【事務局】 ありがとうございます。</p> <p>それでは、おふた方、おそれ入りますが席の移動をお願いいたします。</p> <p>正・副会長一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>徳田会長あいさつ（内容省略）</p> <p>武田副会長あいさつ（内容省略）</p> <p>【事務局】 ありがとうございました。</p> <p>それでは、運営協議会規則第5条第2項によりまして、協議会の議長は会長をお願いすることとなります。</p> <p>徳田 会長よろしく申し上げます。</p> <p>3-2. 会議の公開について</p> <p>【議長】 次第の2番目「会議の公開について」ですが、「附属機関の会議の公開等に関する</p>	

る要綱第2条」の規定により会議の公開又は非公開の決定は、会議の冒頭に当該附属機関の長がその会議に諮って行うものされています。

本日の協議内容について、公開することに異議のある方は挙手をお願いします。

～挙手なし～

異議なしと認めます。

それでは、本協議会の会議及び会議録については原則通り公開とさせていただきます。傍聴希望の方がいらっしゃいましたら入室の案内をお願いします。

～傍聴希望者なし～

3-3. 更新申請案件について

3-3-ア. 判断基準について

【議長】続きまして、次第の3、「更新申請の審査」に入ります。まず、判断基準について事務局より説明願います。

【事務局】～判断基準について抜粋して説明～（内容省略）

【運輸局】 今回の申請は更新事業所3者のみですので新規申請のときと状況が変わっていないかどうか、例えば運賃が上がっていないかどうか、上がっていたらタクシーの1/2の範囲に収まっているかどうか、また交通事故等の重大な事故等を起こしていないかがポイントとして挙げられます。

この自家用有償運送はこの協議会の場で議決を得ないと変更登録や料金の値上げ等ができませんので、そこが普通のバスやタクシーと違うところです。事業目的が公共の福祉、営利でないものを目的としていますので、議決を得ないと効力が発生しないものとなっておりますので、皆様ご審議のほどよろしく願います。

3-3-イ. 必要性について

【議長】 次に、判断基準の最初の部分に記載のあるとおり、長浜市における「福祉有償運送」の必要性を当協議会で確認しておく必要があります。

まず事務局から長浜市での状況を説明ください。

【事務局】～資料に基づき説明～（内容省略）

以上、現状報告をさせていただきましたが、

県内2番目の面積を誇る長浜市域において、公共交通機関の運行が適さない地域においては、コミュニティバスや乗合タクシーが運行されていますが、要介護者や障害者といった移動制約者の移動には、これら一般車両での対応では困難な場合が多く、積極的に福祉車両の導入に取り組んでおられるタクシー事業者等の対応だけでは、賄いきれないのが現状です。

また、長浜市では、しょうがい福祉サービスとしての移動支援事業として、福祉有償運送の手段は欠かせない移動手段となっております。

以上、長浜市における状況を簡単に説明させていただきました。よろしく願います。

【議長】 ただいまの事務局からの説明をお聞きしました。委員の皆さんからご意見等ありませんか。（→特になし）

では確認いたします。長浜市での福祉有償運送の必要性について異議のある方はございませんか。

～異議なし～

異議なしと認めます。

福祉有償運送の必要性について確認させていただきました。

3-3-ウ. 更新申請の審査

①特定非営利活動法人 ぷらすP

～資料に基づき説明～

→質疑なし

【議長】 それでは、『地域サポーターぷらす P』から出された更新登録申請について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

→意見なし

意見がなければ採決に入ります。更新に合意される方は挙手をお願いします。

～挙手全員～

挙手全員です。よって『地域サポーターぷらす P』の更新については合意に決しました。

②社会福祉法人 ぽてとファーム事業団（※江川委員退出）

～資料に基づき説明～

→質疑なし

【議長】 それでは、『ぽてとファーム事業団』から出された更新登録申請について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

→意見なし

意見がなければ採決に入ります。更新に合意される方は挙手をお願いします。

～挙手全員～

挙手全員です。よって『ぽてとファーム事業団』の更新については合意に決しました。

③特定非営利活動法人 きーなほくほく（※江川委員再入室）

～資料に基づき説明～

→質疑なし

【議長】 それでは、『きーなほくほく』から出された更新登録申請について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

→意見なし

意見がなければ採決に入ります。更新に合意される方は挙手をお願いします。

～挙手全員～

挙手全員です。よって『きーなほくほく』の更新については合意に決しました。

3-4. 長浜市福祉有償運送運営協議会規則の改正について

【事務局】 ～資料に基づき説明～（内容省略）

【委員】 「更新登録申請の場合で、且つ特に変更点がない場合は書面会議とすることができる」とあるので、新規申請の場合は原則集まって会議をするということではないのか。

【事務局】 ご認識のとおりです。

【委員】 今回のような更新申請でも「持ち出し禁止」の書類があるので郵送で行うのはふさわしくないのではないかと思うが、持ち回りされるという考え方でよいのか。

【事務局】 個人情報を含むため、従前から事業所別の資料は持ち帰り禁止とさせていただ

いておりますが、毎回利用者の個人情報に消したうえでご提示させていただいております。その上で、書面会議の際は、事務局が確認しているという前提で、運転者の情報等個人情報にあたるような情報については全て消した形で、資料を送付させていただきたいと考えております。

【議長】他に意見がなければ採決に入ります。

長浜市福祉有償運送運営協議会規則の改正について、事務局案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

～挙手全員～

挙手全員です。

よって長浜市福祉有償運送運営協議会規則の改正について事務局案のとおり決しました。

それでは、これで本日の議事につきましてはすべて終了しましたので、事務局へ進行をお返しします。

4. その他

【事務局】徳田会長ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますでしょうか。

【委員】タクシーで輸送する際は事前のアルコールチェックを必ず行っているが、有償運送実施事業所への指導は協議会でされているのか。

【事務局】指導は協議会の方から行ってはおりませんが、運輸局から何かございましたらお願いします。

【運輸局】おっしゃる通り、アルコールチェックや健康チェック、睡眠不足等のチェックは必ず必要になるので、有償運送実施事業所も当然それらは行っているという認識です。登録証は運輸局から出しているのので、更新登録や相談があった場合は必ずそこを念入りに確認して更新登録証を渡すようにしています。

5. 閉会